三芳町住宅防犯対策補助金

三芳町では、犯罪被害を未然に防止するため、町内の住宅等において防犯設備を
購入・設置した方に対し、町が費用の一部を補助します

補助対象者	○次のすべてに当てはまる人 ①三芳町内に在住し、住民基本台帳に記録されている個人 ②過去にこの補助金の交付を受けていない世帯 ③町税等を滞納していないこと ④三芳町暴力団排除条例に規定する人でないこと ⑤住宅などの売買を目的としていないこと
補助対象となる防犯設備の例	①防犯カメラ　※防犯カメラの設置場所、撮影範囲は住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシーに保護に十分留意すること ②防犯フィルム　⑤モニター付きインターホン ③人感センサーライト　⑥詐欺被害防止電話機器 ④センサーアラーム　⑦その他の器具等
補 助 額	**防犯設備の購入・設置工事にかかった費用の２分の１** **上限 15,000 円** ※1,000 円未満の端数は切り捨て ※複数の設備を組み合わせて申請可能

詳しくは三芳町HPをご覧ください

⚠申請の受付は先着順で行います。

⚠予算の上限に達した場合は、申請期間中でも受付を終了することがあります。

必要書類

①申請書兼請求書	○自治安心課の窓口で配布またはホームページに掲載しています ○口座番号等の振込先情報に誤りがないかご注意ください
②口座番号がわかるもの	○通帳又はキャッシュカードを持ってきてください
③領収書(原本)	○宛名、購入(施工)日、金額、領収日、販売店等が確認できるもの ※宛名は申請者と同一であることを確認してください ※インターネット等で購入した際も必ず必要となります 領収書の発行方法は販売店に確認してください
④防犯設備の設置写真	○防犯設備を住宅等に設置したことがわかる外観写真及び、防犯設備の近景写真の2枚 ○モニター付インターホンの場合は、室内(モニター)側と屋外側の写真の2枚
～下記の書類は、必要な方のみご提出をください～	
⑤住宅の図面等	○二世帯住宅の場合、各世帯の専用の玄関、台所、トイレ等を有し、生活空間が独立していることがわかるもの(図面等)
⑥住宅の所有者の同意書	○自己の所有する住宅以外の住宅に居住している場合、ご提出お願いします
※上記以外に追加で必要な書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください	

よくある質問

Q&A

Q1. 申請方法は何がありますか。
☛自治安心課の窓口に書類をそろえて提出してください。

Q2.二世帯住宅ですが、各世帯で申請できますか。
☛申請は可能です。
※世帯が分かれていることが確認できる資料(図面)を申請書に添付してください。

Q3.防犯設備を複数購入しましたが、申請できますか。
☛申請は可能です。
※ただし、複数の品目を 1 度にまとめて申請してください。助成金額の上限は 15,000 円です。

Q4.町内に住居を所有していますが、住民登録地は町外です。申請は可能ですか。
☛申請できません。※町内に住民登録されている方が対象となります。

Q5.インターネットでの購入は対象になりますか。
また、購入時に使用したクーポンやポイント分は購入金額に含まれますか。
☛インターネットで購入した場合、領収書等の必要書類が提出できることが条件となります。
販売店で割引があった場合(クーポンや割引等)、割引後の金額支払額を購入費用として計算します。

Q6.防犯カメラをリースで設置しようと考えていますが、補助金の対象になりますか。
☛購入の場合のみ対象となります。リースの場合は補助金の対象になりません。

Q7. 以前に購入した防犯カメラを対象期間内に設置した場合、補助金の対象になりますか。
☛令和7年4月1日以降に、防犯設備の購入と設置の両方をした方が対象となります。

補助金に関するお問い合わせ
三芳町 Miyoshi Town
自治安心課　〒354-8555　三芳町藤久保1100-1
自治協働・防犯担当　TEL:049-258-0019(代)